

ふるさと納税返礼品開発等支援補助金について

主管課：企画調整課

趣旨・目的

- 町内の事業者等がふるさと納税返礼品の新商品開発又は既存商品の改良するための経費の一部を補助することで、返礼品の品揃えを充実させるとともに、町内事業者等の販路拡大や事業継続を支援する。

事業内容

補助対象者

- ・町内に住所を有する個人事業主
- ・町内に事業所、工場又は店舗を有する法人
- ・主に町内所在者で構成される団体

補助対象事業

- ・ふるさと納税返礼品を新たに開発する事業
- ・既存の商品を改良し、ふるさと納税返礼品とする事業

補助対象経費

- ・交通費・消耗品費・印刷費・運搬費
- ・委託料・手数料・原材料費・機材購入費
- ・賃借料・その他町長が適当と認める経費

補助額

- ・補助対象経費の4分の3以内の額
上限50万円（予算額に達した時点で終了）

(例) 対象経費 45万円 × 3/4 = 33.75万円 ⇒ 33万7千円
対象経費 70万円 × 3/4 = 52.5万円 ⇒ 50万円

イメージ図

- ・寄付額拡大
- ・ファンづくり

町



②魅力ある返礼品開発

①経費補助

- ・取引額増加
- ・販路拡大



事業者

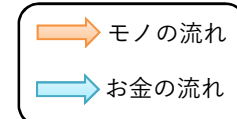
③返礼品 PR
④寄付 申込

⑤返礼品 送付

⑥リピート



寄付者



申請の流れ

